

資料1－2

(27.4.23)

地域活性化WG説明資料 「都市公園の利活用に関する取組み」

国土交通省都市局
平成27年4月23日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

都市公園について

○都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設



レクリエーション



生物多様性の確保



都市の防災性の向上



豊かな地域づくりに資する交流

都市公園法の概要

○都市公園法は、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての都市公園の機能を確保するため、公園施設、占用物件等に関する規定を設けているが、地域のニーズに応じて、公園管理者(地方公共団体)による弾力的な運用が可能

法制定当時の背景

公園の管理に関する法制が全く存在せず、その結果、適切な管理が行われない公園が多く、荒廃・壊滅した公園も少なくない状況。

都市公園法の成立(昭和31年)

都市公園の設置及び管理に関する基準等(公園施設の建ぺい率の規定、公園施設の設置・管理許可の規定、占用物件に関する規定等)を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、都市公園法が設けられた。

※公園施設:都市公園の効用を全うするため設けられる施設(園路、広場、植栽、休憩所、遊具、野球場、売店、駐車場、トイレ等)

※占用物件:都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(電柱、水道管、地下通路 等)

社会経済情勢の変化等を踏まえ、公園管理者(地方公共団体)が地域のニーズに応じて弾力的に都市公園を設置・管理できるよう、所要の法令改正等を行ってきていた。

①公園施設の建ぺい率:条例により、建ぺい率は2%を参酌して規定可能に

②公園施設の設置・管理許可:公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められる施設も設置、管理可能に

③公園施設・占用物件:条例により、一定の公園施設・占用物件の追加が可能に

④行為の許可:条例により、イベントの開催等を許可(法制定当時から変更なし)

①公園施設の建ぺい率

○公園施設の建ぺい率は2%を参考して地方公共団体が条例で規定可能（都市公園法第4条第1項）

【千葉市の事例】



千葉市稻毛海浜公園レストラン外観

出典：千葉市役所HP



千葉市稻毛海浜公園レストラン内

【建ぺい率の設定事例】

市	建ぺい率	備考(設定理由等)
千葉市	5%	レストラン等の公園活性化施設の整備・運営を行うPFI事業の促進のため
安曇野市	7%	トイレのバリアフリー化等を目的として、小規模公園における建ぺい率を緩和
座間市	4%	市内の最小規模の都市公園に住民要望の多目的トイレ等の施設を設置するため

条例により建ぺい率を5%に緩和し、公園内で民間事業者によるレストラン等の施設整備を予定
【稻毛海浜公園(千葉市)】

②公園施設の設置・管理(民間事業者の例)

○地方公共団体の許可を得て、民間事業者が主体となって公園施設を設置・管理することが可能
(都市公園法第5条)

【民間事業者による公園施設の設置・管理事例】



富山県が飲食店を設置・管理する民間事業者を公募し、スターバックスコーヒーが出店
【富岩運河環水公園(富山市)】



提供:イオンモール(株)

イオンモール(株)が千葉市から管理許可を受けて
イベントの開催や利用調整等を実施
【豊砂公園(千葉市)】

※周辺の商業施設と一体となって公園を運営するとともに、
イベントの開催による収益を維持管理費の財源に活用

②公園施設の設置・管理(地域住民等の例)

○地方公共団体の許可を得て、地域住民等が主体となって公園施設を設置・管理することが可能

(都市公園法第5条)

【地域住民等による公園施設の設置・管理事例】



出典:広島市HP

地域住民が主導となった公園内の花壇の設置、管理
【複数の街区公園で実施(広島市)】



提供:横浜市

町内会が公園内の集会所の設置、管理
【港南台北公園(横浜市)】

③占用物件

○地方公共団体が条例で、仮設の占用物件を定めることが可能

(都市公園法施行令第12条)

【仮設の占用物件の設置事例】



提供:女川町

消防署仮設庁舎を条例に追加し、
都市公園内に設置
【女川運動公園(女川町)】



提供:福岡市

屋台を条例に追加し、都市公園内に設置
【清流公園(福岡市)】

④行為の許可等(行催事の開催)

○地方公共団体が定める条例に基づく許可を得て、行催事を開催することが可能

【行催事の開催事例】



「フリーマーケット」
【明治公園(東京都)】

公園内の広場で出店者が
中古品等を販売

「日比谷オクトーバーフェスト」
【日比谷公園(東京都)】

ドイツで有名なビールの
祭典の日本版

「レッドブル・エックスファイターズ 大阪」
【大阪城公園(大阪市)】

盛り土で設けられたコースを走る
フリースタイル・モトクロスイベント

(参考)住民参加による公園づくり等の事例

○地方公共団体の創意工夫により、地域住民やNPO法人とともに住民参加による公園づくり等を実施

【公園づくり等の事例】



NPO法人等と連携し住民参加による
広場の芝生化を実施
【西品治南公園(鳥取市)】



出典:横浜市HP
地域住民による公園愛護会が管理を実施
【複数の公園で実施(横浜市)】



提供:(株)塚原緑地研究所
民間事業者(指定管理者)が婚活イベントを実施
【亥鼻公園(千葉市)】

(参考) 近年の都市公園法の改正事項

H15

条例により、一定の公園施設・仮設の占用物件の追加が可能に

※都市公園法施行令の一部を改正する
政令(平成十五年政令第百一号)

○都市公園法施行令(昭和三十一政令第二百九十号)
(公園施設の種類)

第五条 (略)

2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設(後略)

第2号を追加

※遊戯施設、運動施設、
教養施設も同様

○都市公園法施行令(昭和三十一政令第二百九十号)
(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

第10号を追加

- 一～九 (略)
- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件
又は施設(後略)

H16

公園施設の設置・管理許可を受けられる対象の拡大

※都市緑地保全法等の一部を改正する
法律(平成十六年法律第百九号)

○都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 (前略)都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(中略)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。(後略)

- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

第2号を追加

H23

条例により、建ぺい率は2%を参酌して規定可能に

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)

○都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)
(公園施設の設置基準)

下線部を改正

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(中略)の建築面積(中略)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(中略)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参照して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(中略)内でこれを超えることができる。